日本語教育機関における 新型コロナ感染症対策チェックリスト

日本語教育機関関係 6 団体 2021/02/11 作成 2022/10/22 改定

| No. | 項目 | ✓ | | | |
|-----|--|----------|--|--|--|
| | 全体 | | | | |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する対応手順を決めているか。 | | | | |
| 2 | 緊急事態宣言が発令された際の対応を決めているか。 | | | | |
| 3 | 休校措置をとる場合、授業の代替措置の用意があるか。 | | | | |
| | 学生向け・教職員向け対策 | | | | |
| 4 | 国や自治体からの情報を学生に周知しているか。 | | | | |
| 5 | 学生・教職員の感染が疑われる場合は、自宅待機とし、医療機関を受診するよう定めているか。 | | | | |
| 6 | 学生を自宅待機させた場合の出欠の取り扱いは、決まっているか。 | | | | |
| 7 | 感染が疑われる場合の自宅待機期間の目安について、理解しているか。 | | | | |
| 8 | 同居人が感染者と疑われる場合は、同居人に PCR 検査を受けさせ、感染の疑いが払拭されるまで | | | | |
| | は自宅待機としているか。 | | | | |
| 9 | 学生、教職員に対し、「三密の回避」や「ソーシャルディスタンス」、「正しいマスク着用」、「手洗い | | | | |
| | などの手指衛生」といった基本的な感染対策を徹底させているか。 | | | | |
| 10 | 入手が困難である場合を除き、不織布マスクを着用することとしているか。 | | | | |
| 11 | マスクの正しい着用方法について周知を行っているか。 | | | | |
| 12 | 学生、教職員に対し、不要不急の外出や、不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう働きか | | | | |
| | けているか。 | | | | |
| 13 | ラッシュ時の登校、通勤を避けるため、可能な限り、時差(分散)登校、時差(分散)出勤を行っ | | | | |
| | ているか。 | | | | |
| 14 | 接触確認アプリの利用を促進しているか。また、それを機能させるため、電源を常に on にし、 | | | | |
| | Bluetooth を有効にするよう推奨しているか。 | | | | |
| 15 | 教職員のテレワークを、可能な限り行っているか。 | | | | |
| 16 | 直接対面による会議の参加人数は、最小限に絞っているか。 | | | | |
| 17 | 会議は可能な限り、オンライン化を進めているか。 | | | | |
| 18 | 高齢者や妊婦、あるいは持病のある教職員に対して配慮した対応を行っているか。 | | | | |
| | 校舎内の対策 | | | | |
| 19 | 学生が最大限間隔を空けて座ることができるよう、教室の着席場所や受講人数の制限を行っている | | | | |
| | か。 | | | | |
| 20 | 教室での学生、教職員の正しいマスク着用は徹底されているか。 | | | | |
| 21 | 授業中は、常時換気又は、複数の窓を同時に開け、こまめな換気(1時間に2回以上、かつ1回に5 | | | | |
| | 分以上)に努めているか。 | | | | |
| 22 | CO2 センサーや加湿器等を活用して、CO2 濃度(1000ppm 以下)や湿度(40%以上)となるよう努め | | | | |
| | ているか。 | | | | |
| 23 | 授業を行った後、テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を消毒しているか。 | | | | |

| 24 | 職員室等においては、他者との間隔を最低 1m 以上確保しているか。 | |
|----|--|--|
| 25 | 会話の際はマスクを着用し、できるだけ真正面を避けるようにしているか。 | |
| 26 | 職員室等において、複数の窓を同時に開け、こまめな換気に努めているか。 | |
| 27 | 職員室等において、テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を消毒しているか。 | |
| 28 | 各所に消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境を作っているか。 | |
| 29 | 複数の人の手が触れる場所(ドアノブ、受付カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーター・ | |
| | 自販機のボタン、電話機やテレビのリモコンなど)を定期的に消毒しているか。 | |
| 30 | 通路、廊下において、椅子の配置やベンチシートなどは、対面して座ることがないように配置され | |
| | ているか。 | |
| 31 | 受付など、人と人が対面する場所は、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽しているか。 | |
| 32 | 通路、廊下では、学生同士、学生・教職員が大声での会話を行わないよう呼びかけているか。 | |
| 33 | 図書室、休憩室など共有スペースにおいて、人の密集を防止すべく、同時利用する人数の上限をス | |
| | ペースに応じて定めているか。また対面で会話をしない配置としているか。 | |
| 34 | 喫煙室の利用を禁止しているか。または、利用している場合、十分な感染対策が行われているか。 | |
| 35 | 図書室、休憩室、喫煙室など共有スペースにおいても、複数の窓を同時に開け、こまめに換気が行 | |
| | われているか。 | |
| 36 | 図書室、休憩室、喫煙室など共有スペースにおいても、テーブル、椅子、ドアノブなどが、定期的 | |
| | に消毒されているか。 | |
| 37 | 共有スペースの利用者に、入退室の前後に手洗いを行うようにさせているか。 | |
| 38 | トイレの清拭消毒は、徹底されているか。 | |
| 39 | トイレの大便器の上蓋を閉めて汚物を流すよう表示しているか。 | |
| 40 | 手洗い場にはハンドソープなどを常設しているか。 | |
| 41 | 手洗い場のハンドドライヤーの利用は止め、共通のタオルは置かないようにしているか。 | |
| 42 | ゴミ廃棄の際は、手袋、マスクを正しく着用し、終了後は必ず石けんと流水で手洗いを行うことと | |
| | しているか。 | |
| | 学生寮 | |
| 43 | 寮生に対し、原則自室内で生活を行い、談話室や個室に複数名が集合することを避けるよう指導し | |
| | ているか。 | |
| 44 | 寮の自室は、個室となるよう工夫しているか。 | |
| | 複数名が一つの部屋で生活せざるを得ない場合は、パーテーションなどで個人のスペースを区切っ | |
| | ているか。30 分毎の換気を指導しているか。 | |
| 45 | ゴミ廃棄の際は、手袋、マスクを正しく着用し、終了後は手洗いを行うよう指導しているか。 | |
| 46 | 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛るよう指導しているか。 | |
| 47 | 共用場所についても、常時換気又は、複数の窓を同時に開け、こまめな換気(1 時間に 2 回以上、か | |
| | つ1回に5分以上)に努めているか。 | |
| 48 | 共用場所においては、適切な装着方法でマスクを常時着用することとしているか。 | |
| 49 | 飲食の場所は、感染対策を施した場所に限定しているか。 | |
| 50 | 食堂を利用する場合に、利用前の手洗いを徹底し、食事をとる際は十分な対人距離を確保するよう | |
| | 指導しているか。また、食事中の会話は控え、食事終了後は速やかに退室するよう指導しているか。 | |
| 51 | 共用浴場を利用する場合は、浴場、脱衣場ともに十分な対人距離を確保するとともに、会話は控え | |
| | るよう指導しているか。 | |

| 52 | 共用トイレを利用する場合は、利用後の手洗いを徹底しているか。 | |
|----|---|---|
| 53 | 共用トイレにおいて、共用のタオルを使用しないようにしているか。 | |
| 54 | トイレの大便器の上蓋を閉めて汚物を流すよう表示しているか。 | |
| 55 | 学生寮のエレベーター、電気のスイッチ、自動販売機のボタン、ドアノブ、トイレットペーパーホ | |
| | ルダーなど接触頻度の高い場所は、定期的に拭き取り消毒を行っているか。 | |
| | 新型コロナウイルス感染者が学生寮で、自室療養する場合 | |
| 56 | 自室療養する者は、必ず個室に移すこととしているか。 | |
| 57 | 自室療養する者には、食事は自室でとるようにさせ、トイレ、シャワーが付いている個室がある場 | |
| | 合は部屋を移すようにしているか。 | |
| 58 | 共用浴場の利用が避けられない場合、該当者の順番は利用時間の最後とし、利用後は消毒を行うよ | |
| | うにしているか。 | |
| 59 | 共用トイレの利用が避けられない場合、該当者の利用後は、便器、洗面、トイレットペーパーホル | |
| | ダー、ドアノブ等の消毒を行うようにしているか。 | |
| 60 | 複数の共用トイレがある場合は、感染者用にそのうちの1つを専有化するようにしているか。 | |
| 61 | 教育機関、寮の管理人が把握できるよう連絡手順を決めているか。 | |
| 62 | 部屋の換気及び関係者の衣服類のこまめな洗濯が行える体制を整えているか。 | |
| | 活動ごとの感染症防止対策 | |
| 63 | 休校要請が出された場合には、休校措置をとることとしているか。 | |
| 64 | 休校期間中に、登校日を設ける場合は、十分な対策が行われているか。 | |
| 65 | 課外活動、校外学習の実施にあたっては、国、都道府県の要請、指示を考慮した万全な対策を行っ | |
| | ているか。 | |
| 66 | 休校中においては、常に学生との連絡を保ち、心身の健康、生活面のサポートを行うこととしてい | |
| | るか。 | |
| 67 | 学生に対し、国、都道府県の行っている支援策に関する情報提供を正確かつ分かりやすく行ってい | |
| | るか。 | |
| 68 | 事務の勤務形態については、都道府県の要請、指示に沿った対応が行われているか。 | |
| 69 | 募集活動は、国の定める渡航制限の状況に応じたものとなっているか。 | |
| 70 | 入国時対応(学生ピックアップ、入寮)において、職員の正しいマスク着用は徹底されているか。 | |
| | 空港等から滞在先までの移動、入国後の待機については、国の指示に従って行われているか。 | |
| 71 | 入国後の学生の体調について、一定期間管理する体制となっているか。 | |
| 72 | 学生に対して、アルバイト先が、マスク着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの確保、三 | |
| | 密の回避、業種別ガイドラインを遵守するなど感染防止対策を徹底しているか確認するよう周知し | |
| | ているか。 | |
| 73 | 学生が一時帰国を申し出た場合は、出入国に関する現状を説明した上で、本人に判断させることと | |
| | しているか。 | |
| | 学生に周知することが望ましい事項 | 1 |
| 74 | 学生に対し、以下の通知などを参照して、感染防止策、学生支援、チラシ等を教室や寮等に掲示し | |
| | て紹介するとともに、外国人留学生が適切な医療を提供されるように配意しているか。 | 1 |
| | ・日本に留学中の外国人学生の皆さんへ<外国人向け利用可能な制度一覧> (文部科学省 HP) | |
| | URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00006.htm | |
| | ・外国人生活支援ポータルサイト(出入国在留管理庁 HP) | |
| | URL: http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html | 1 |

| | ・COVID-19(新型コロナウィルス)の予防・感染拡大の防止のために(厚生労働省 HP) | | | |
|-----------------------|---|--|--|--|
| | URL: https://www.c19.mhlw.go.jp/ | | | |
| 検査のさらなる活用・徹底 | | | | |
| 75 | 普段から教職員・学生の健康状態を把握する体制が整備されているか。 | | | |
| 76 | 登校後に体調不良の学生、教職員が見出された場合、抗原簡易キットを活用して検査を実施するこ | | | |
| | ととしているか。 | | | |
| 学生や教職員に感染者が確認された場合の対応 | | | | |
| 77 | 感染が判明した場合の対応を決めているか。 | | | |
| | (感染者本人の症状や接触履歴などの状況把握、受診先の医療機関、保健所および本国の家族との連 | | | |
| | 絡体制、授業の継続の判断、施設の消毒等) | | | |
| 78 | 感染者のプライバシーに配慮する体制が構築されているか。 | | | |
| 79 | マスメディア等への対応をどうするかを決めているか。 | | | |